参考資料3-2

谷田川流域水害対策計画(素案)に対する県民意見

提出件数:3件

※No.1、No.3 は逢瀬川の意見 No.1、No.5 と同じ

県民意見提出書

No. 1

＜提出方法＞いずれかの方法で、いずれかの提出先へ提出してください。

１　電子メール	①福島県土木部土木企画課　doboku_kyoujinka@pref.fukushima.lg.jp ②郡山市建設構想部河川課　kasen@city.koriyama.lg.jp
２　郵便	①〒960-8670　福島県土木部土木企画課社会基盤強靱化担当宛（住所省略可） ②〒963-8601　郡山市建設構想部河川課宛（住所省略可）
３　FAX	福島県土木部土木企画課　024-521-7950
４　持参	①福島県土木部土木企画課（県庁本庁舎４階） ②郡山市建設構想部河川課（郡山市役所本庁舎（東側）４階）
	谷田川流域水害対策計画（素案）への意見は以下③、④へ持参して提出も可能 ③須賀川市建設部道路河川課（須賀川市役所２階） ④平田村産業建設課（平田村役場２階）

※必要事項に不備があるものは、受け付けませんので御注意願います。

件名	○逢瀬川 ○谷田川　流域水害対策計画（素案）について
	※御意見を提出する河川名に○をつけてください。（片方又は両方）

※御意見については、該当するページが分かるように記入してください。	
ページ	意見内容
P5 P15 P26	逢瀬川流域水害対策計画（素案） 動植物の生息・ 生育に配慮した河川整備が行われた P5 逢瀬橋上流から国道 49 号区間にて、川の特性に応じた３つのゾーンを設定し、動植物の生息・生育に配慮した河川 整備が行われた。P15 P26 県が行う河川の整備は植物が生育するような護岸ブロックが採用されているのに対し、市が行う河川の整備は植物の生育できないコンクリート護岸で、またサイクリングロード（川に沿った道路）も防草シートで覆われ植物がほとんどない状態になっています。P5 や P15 にあるような動植物の生息・ 生育に配慮した河川整備が行われたようには感じられません。植物が見られないため道路と防草シートの境目が同色でやや認識しづらく自転車の転落事故の危険性が増すようにも思います。防草シートの下は植物の根が張らずに乾燥した砂地になり地盤が弱くなったりしないものかも心配です。また植物が生育していないことによる気温上昇、温暖化への影響も心配です。 逢瀬川流域水害対策計画（素案）を元に意見しましたが、 谷田川流域水害対策計画（素案） p13 図 1.18 河川激甚災害特別緊急事業整備後の様子（大橋より下流を望む） についても同様の意見です。

県民意見提出書

No. 2

＜提出方法＞いずれかの方法で、いずれかの提出先へ提出してください。

1　電子メール	①福島県土木部土木企画課　doboku_kyoujinka@pref.fukushima.lg.jp ②郡山市建設構想部河川課　kasen@city.koriyama.lg.jp
2　郵便	①〒960-8670　福島県土木部土木企画課社会基盤強靭化担当宛（住所省略可） ②〒963-8601　郡山市建設構想部河川課宛（住所省略可）
3　FAX	福島県土木部土木企画課　024-521-7950
4　持参	①福島県土木部土木企画課（県庁本庁舎４階） ②郡山市建設構想部河川課（郡山市役所本庁舎（東側）４階）
	谷田川流域水害対策計画（素案）への意見は以下③、④へ持参して提出も可能 ③須賀川市建設部道路河川課（須賀川市役所２階） ④平田村産業建設課（平田村役場２階）

※必要事項に不備があるものは、受け付けませんので御注意願います。

件名	逢瀬川 谷田川　流域水害対策計画（素案）について
	※御意見を提出する河川名に○をつけてください。（片方又は両方）

※御意見については、該当するページが分かるように記入してください。	
ページ	意見内容
全体	福島県土木企画課及び郡山市建設構想部河川課では、「逢瀬川流域水害対策計画（素案）福島県、郡山市」の県民意見募集を令和８年６月19日（金曜日）から令和８年７月21日（火曜日）までの期間で募集していますが、募集締め切り日の６日前の令和８年７月15日（木）に説明会を開催しており誠意ある対応ではありません。 特定都市河川浸水被害対策法では、流域水害対策計画の策定にあたり、公聴会を通じた住民参加は流域治水の重要な手続と位置付けられていますが、説明会終了から募集締め切りまでの期間が短く、県民（逢瀬川流域の地域住民）に対して誠実に説明を行い、県民の意見を計画に反映させようとする意思はなく、意見募集の提出を抑制する意図が明らかです。今回の意見募集（パブリックコメント）の進め方自体に疑義があります。
14	意見の募集をしている福島県及び郡山市が設置した谷田川流域治水対策協議会でとりまとめた「谷田川流域水害対策計画（素案）福島県、郡山市」の課題（14ページ）は、郡山市議会令和３年３月25日旧豊田貯水池利活用特別委員会において、令和元年東日本台風により被害に遭った逢瀬川沿線５町

	内会、１町内会連合会を代表者が①阿武隈川水系の郡山地区の支流（逢瀬川や谷田川など）の越水被害を軽減するため旧豊田貯水池を開成山排水区（382h）の雨水を旧豊田貯水池（貯水能力：120，000㎥、1m掘削すれば200,000㎥）に雨水貯留施設として貯留することを要望し、②郡山市のゲリラ豪雨9年プランは、河川の水位が上昇しない局地でな集中豪雨のための整備であって、台風により広範囲に大雨が降り河川の水位が上昇した時のことを考慮しておらず、内水を河川に排水し続けることが問題点であること指摘したり、③逢瀬川に市内の雨水を排水する郡山市の下水道整備事業は、開成山樋門下流の赤木地区では、町内会長等と郡山市長との懇談会等において６号幹線放流管の増設に反対してきた経緯からか119号雨水幹線の整備などは、郡山市から逢瀬川流域の住民への説明はなく工事が行われていること。④京都府福知山市の由良川の優良事例（両丹日日新聞2020年5月19日報道を引用）では、福知山市域における総合的な治水事業（2014年8月）が行われ観測史上最大の豪雨に対応した治水施設や、雨水排水場の周囲に調整池を設置したり、福知山公立大学周辺のため池を調整池に転用するなどの治水対策を行い2020年5月完成していることを紹介し、お金で買うことができない人の命を守るため、国土交通省、京都府、福知山市が連携して治水対策に取り組むよう郡山市議会に説明しています。この計画（素案）は見直しが必要です。
26	第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項（26ページ） 特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じて検討を行う。と記載されていますが、 この計画（素案）14ページに記載された現状の課題では、【下水道の課題】は、谷田川の治水安全度向上においては、下流部への負荷を増大させずに河川改修を進める必要があることから、流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの貯める対策が必要である。 また、市街化の進展による流域の保水力の低下や気候変動による降雨の増大も想定されるため、今後も治水対策を検討していくことが必要である。【下水道の課題】 谷田川流域のうち、下水道は、市街化区域を対象に雨水幹線等の整備を進め、浸水被害の軽減 を図ってきたが、局地的大雨により雨量が一時的に下水道等の排水能力を超えて浸水被害が発生 している。下流部の低平な地形では雨水が溜まりやすく、河川水位が上昇すると雨水排除が困難 な状況にある。と記載しています。 郡山市議会　令和3年3月25日旧豊田貯水池利活用特別委員会の議事録では、京都府福知山市由良川では、2014年の水害の直後に、国土交通省、京都府、福知山市が連携して治水対策に取り組み、6年後には観測史上最大の豪雨に対応した治水施設や、雨水排水場の周囲に調整池を設置したり、福知山公立大学周辺のため池を調整池に転用するなどの治水対策に取り組み完成しています。（両丹日日新聞2020年5月19日報道を参照） 更に、郡山市市議会議事録平成24年9月　定例会　09月12日ー05号によ

	れば、村上武議員が阿武隈川本流の改修・改善が不可欠になっております。浜尾遊水地の拡大策など、阿武隈川の改善の見通しを伺います。次に、雨水が一気に集中しない対策が必要です。開発と整備が進む市の西側に、「遊水地」を開設するなどの対策が必要なのです。具体化に向けて「プラン」や「方針」を明示することが求められると考え、見解を伺います。と質問に対して、郡山市寺山喜信建設部長は、遊水地も含めたその他の対策についても、今年３月に国が設立しました阿武隈川上流治水対策協議会において検討を進めているとともに、各関係機関で協議を行っていくこととしております。と答弁しています。 　郡山市議会議事録　平成 27 年３月定例会 03 月 16 日ー08 号では、久野三男議員が、近年、局所的集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨による浸水被害が発生しており、平成 22 年７月には駅前地区など、床上・床下浸水、道路冠水等の被害がありました。通勤通学をはじめとする経済活動や市民生活全体 に影響を及ぼすことから、重点的に対策を講じる必要があります。水は高いところから低いところへ流れるため、この対策は、必然的に駅前地区より高所に当たる場所について全体的な視点から検証しなければならないものとなります。 そしてこの地域の中心に、旧豊田貯水池跡が位置しております。 旧豊田貯水池の跡地利用は、市民の大きな関心事であります。建設交通部から浸水被害対策事業費の旧豊田貯水池雨水流入路整備工事費 が平成 27 年度一般会計予算に計上されました。この事業は、旧豊田 貯水池に南側の麓山通りを挟んで面した鶴見坦一丁目の一部と麓山 二丁目の一部の雨水を旧豊田貯水池に流入させ、浸水被害を軽減させようというものですが、浸水ハザードマップからもわかるように、 この地区には一切浸水被害がありません。 旧豊田貯水池の跡地利用についてですが、浸水被害対策に使用したいという気持ちはわかりますが、豊田貯水池の跡地利用は、市民 多くの関心と強い思いがあるところであります。未来の郡山の顔となる重要な問題であると考えますので、もっと市民の声や地域の皆さんの話を聞いて取り組んでいくべきと質問し、郡山市藤川英敏建設交通部長は、旧豊田貯水池雨水流入路整備工事の効果についてでありますが、 旧豊田貯水池の利活用について、今年度、調節池と活用するための 概略設計を行い、効果的、効率的な集水区域や貯留量、さらには流 入・流出路の構造等を検討しているところであります。その検討において、南側の鶴見坦地区の雨水を自然流下により一時貯留させる ことで、池周辺、赤木町、若葉町及び荒池下流域の負担軽減を図る ことが最適と判断できることから、今回、旧豊田貯水池を調節池と して活用するための雨水流入路整備工事を予算計上しているもので、 下流域の住民の方々からは高い評価と期待を寄せられているところ であり、今回の工事による雨水流出調整の内容で今後、下水道の整 備計画と整合を図ってまいります。先ほどご答弁申し上げましたが、 浸水被害対策本部におきまして、池の管理の件とあわせて異常気象 による集中豪雨対策としての話し合いがなされまして、まず優先的に、この浸水被害対策をすべきであろうという結論に達しまして、 今回の当初予算の計上に至った経過であります。と答弁しています。

	従って、京都府福知山市由良川では行政機関が連携して治水対策に取り組み水害から 6 年後には治水施設完成していること。平成 24 年 3 月から阿武隈川上流治水対策協議会を設立し関係機関で協議をして治水対策に取り組んでいたことから、今回、意見募集が行われている谷田川流域水害対策計画（素案）福島県、郡山市」は、令和元年の水害から 7 年が経過しているにも係わらず課題に対する解決策が欠如しています。 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項として、地域の企業や住民の負担を強いる土地利用の制約をする以前に、逢瀬川の住民が要望している①旧豊田貯水池（120，000 ㎥）の雨水貯留槽としての利用、②福島県合同庁舎の跡地(福島県郡山市麓山1丁目1−1)の地下に雨水貯留施設の設置、③長野県千曲川流域の事例を踏まえた、学校の校庭の地下を利用した雨水貯留施設の設置を、いつまでに、行政機関が雨水貯留施設の整備をすることを明記した上で、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）に基づく、同計画の谷田川や逢瀬川流域の住民の意見の反映させる法的拘束力を確保したり、将来、郡山地区で水害が発生した際に検証ができ、責任の所在が明確になることから公聴会を開催して下さい。 なお、大阪市寝屋川水系平野川の水害訴訟では、①放流先の河川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を有していなければ、現実的には排水することは不可能。②適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべき。③整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであった。④下水道施設は、設置又は管理に瑕疵がある判決（判決日：昭和 62 年 6 月 4 日）があり、下水道管理者は敗訴しています。 福島県が管理する谷田川では、放流先の国土交通省が管理する阿武隈川の流下能力達成率が低いことから、阿武隈川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を有していないことから、現実的には排水することは不可能。適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべきです。福島県が管理する谷田川、黒石川、大滝根川、逢瀬川等、郡山市が管理する愛宕川等では、阿武隈川の整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであったことになります。
27～28	第 6 章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（27～28 ページ） 郡山市では、内水による浸水被害を防止・軽減するため、下水道整備を着実に実施していくことが重要であり、これまで郡山市では、50㎜/h※に対応する管渠を整備してきた。「事前防災・減災」や「選 択と集中」の観点を踏まえた下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的に、令和 6 年 3 月には、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備 水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めた「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」を策定 した。 今後は、「郡山市公共下水道雨

	水管理総合計画」に基づき、管渠等の整備のほか、排水ポンプの 整備等の対策を実施していく。さらに、雨水出水浸水想定区域図（令和 7 年度末に指定）や内水 ハザードマップによる情報提供を実施していく。 「郡山市ゲリラ豪雨対策９年プラン対象地区」は、58㎜/h に対応する管渠を整備」について記載していますが、 郡山市議会議事録では、令和２年 12 月定例会 12 月 15 日ー02 号には、大城宏之議員が、阿武隈川や逢瀬川に内水を排水する計画の見直しを求める請願ということは、郡山市は大きな川として阿武隈川、それに流れ込む逢瀬川や私の地元である笹原川等々あります。排水する計画を見直しということは、どのような見直しを求められているのか、当局としてのその考え方を、基本的な考え方だけでよろしいのでお聞かせください。と質問し、 村上一郎郡山市上下水道管理者は、水害対策というものは２つあります。１つは台風性の降雨による水害対策。もう一つは、郡山市が進めている局所的な雨、要はゲリラ豪雨の内水対策と、２つございます。 ゲリラ豪雨に関しては、時間的に 10 分間に 23 ミリとか大変強い雨が降るものですから、これは郡山市がきちんと対応してやっていく必要がある。ゲリラ豪雨ではなかなか、河川の水位が上がるようなことはないので、局所的なものに対しては、今やっている貯留と、あるいは速やかに河川に流すような計画を進めていかなければならない。 この計画（素案）14 ページに記載された現状の課題では、阿武隈川の特徴を踏まえた台風が阿武隈川に沿って北上すると阿武隈川の水位が上昇し、谷田川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから、河川の課題は、谷田川の治水安全度向上においては、下流部への負荷を増大させずに河川改修を進める必要があることから、流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの貯める対策が必要である。下水道の課題は、河川の水位が上昇すると雨水の排除が困難な状況にあると記載されています。 従って、この計画（素案）の 27 ページ～28 ページは、14 ページの課題を解決するものではなく、郡山市村上一郎上下水道管理者が「ゲリラ豪雨ではなかなか、河川の水位が上がるようなことはないので、局所的なものに対しては、今やっている貯留と、あるいは速やかに河川に流すような計画を進めていかなければならない。」として実施している郡山市ゲリラ豪雨対策９年プラン（58㎜/h に対応する管渠を整備）を実施する内容であり、逢瀬川や谷田川の流域住民や企業が求めていることは、台風により広範囲に大雨が降り阿武隈川の水位が上昇したときの治水対策であり、ここ計画（素案）に記載されている下水道管理者が行う下水道整備は、河川の水位が上昇しないことを前提とし、阿武隈川や逢瀬川の水位が上昇したときの治水対策が欠落しています。 阿武隈川水系の住民は台風により阿武隈川の水位が上昇したときの治水対策を求めており郡山市議会議事録とこの計画（素案）の現状課題との整合性に矛盾があることから、谷田川や逢瀬川の流域の住民の意見を踏まえ抜本的な見直しをしてください。

	なお、郡山市市議会議事録平成24年9月　定例会　09月12日ー05号によれば、村上武議員が阿武隈川本流の改修・改善が不可欠になっております。浜尾遊水地の拡大策など、阿武隈川の改善の見通しを伺います。次に、雨水が一気に集中しない対策が必要です。開発と整備が進む市の西側に、「遊水地」を開設するなどの対策が必要なのです。具体化に向けて「プラン」や「方針」を明示することが求められると考え、見解を伺います。と質問に対して、郡山市寺山喜信建設部長は、遊水地も含めたその他の対策についても、今年３月に国が設立しました阿武隈川上流治水対策協議会において検討を進めているとともに、各関係機関で協議を行っていくこととしております。次に、遊水地などの開設計画及び方針についてでありますが、遊水地は洪水時に河川などの水を一時的に貯留し、流出量を抑制するなど浸水被害の軽減に有効な施設であると考えております。本市におきましては、これまで河川改修、雨水幹線、水路の整備及び宅地開発等における河川への流出抑制対策として、洪水調節池の設置など浸水被害の軽減を図ってまいりました。 今後におきましても、既存施設の活用など、本市の土地利用状況や地形的特性を考慮し、効率的、効果的な施設のあり方について、郡山市総合治水対策連絡協議会の中で調査研究してまいりたいと考えております。 第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（28～30ページ）は、郡山市が郡山市議会で答弁した事実と異なりますので、説明会を開催してください。 さらに、郡山市議会　議事録平成24年6月　定例会　06月20日ー02号によれば、高橋善治議員が、我が市の市街地には善宝池、酒蓋池、五百淵、万海池、宝沢沼など大きな貯水能力を持つ池があります。大雨が予想される時期に水位を思い切って引き下げれば、大変な抑制効果が期待できます。池の各種権利者との合意の問題はありますが、水害がもたらす市民生活への甚大な影響と貯留施設を新たにつくるために費やす費用と時間を考えれば、既存ため池の、特に市街地のため池活用を早急に行うことが、まず必要と思います。さきに挙げた５つの合計貯水能力は最大どの程度となると見込まれるのか、これらの池の水位を大雨が確実視される場合ゼロ近くまで引き下げる条件整備で予想される困難は何か、解決の手だての有無を含め伺います。と質問を行い、郡山市大森高志農林部長は、洪水対策としてのため池の活用についてのうち、善宝池、酒蓋池、五百淵、万海池、宝沢沼の合計貯水能力についてでありますが、５つの池の合計貯水量は30万5,300立方メートルであります。ため池を活用する場合の問題点についてでありますが、ため池は農業用施設としてかんがいを目的とするものであり、水稲作付時期には一定の量を確保することが不可欠であります。また、養鯉業としての漁業権が設定してあるため池もあることから、水位をゼロ近くまで引き下げることは困難であります。今後におきましても、大雨が予想される時期には、漁業権が設定されていない池につきましては、あらかじめ水位を下げ洪水に備えるとともに、漁業権が設定されている池につきましても、養鯉業者に協力をいただき養殖に影響のない程度まで水位を下げるなど、ため池の貯水能力を十分発揮

	できるよう水管理に努めてまいります。ため池を活用した具体的な洪水調整機能についてでありますが、ため池の水管理を適正に行うことがため池の洪水調整機能を最大限に発揮することであることから、今後とも大雨などの気象条件に応じ、養鯉業者と連携を図り、水管理に万全を期してまいります。 　このほか、郡山市議会議事録**平成 25 年 12 月　定例会 12 月 09 日－04 号によれば、**安斎真知子議員が、郡山市の地形は西側が高く、阿武隈川へ向かって東が低くなっています。市内には平地があり、くぼ地があり、その地形に沿って水害が発生しています。そこで、その地形に対応した防災対策が必要です。一つには、高いところに貯水池を整備することが水害対策になるかと考えますが、当局ではどのような対策を考えているのかをお伺いいたします。現在あるため池、例えば荒池や五百淵などの汚泥を取り、池を深く掘り下げ、浸水対策に活用すべきと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。との質問に対して、郡山市柳沼正晃建設交通部長は、貯水池の整備についてでありますが、浸水区域の上流域にある貯水池などを利用して雨水の急激な流出を抑制することは、水害対策を進める上で有効な手段であると考えております。このことから、本市の土地利用や地形的な特性を考慮し、ため池や耕作放棄地など既存施設を活用した雨水貯留など浸水被害軽減対策に取り組んでまいります。郡山市大森高志農林部長は、ため池はかんがい用水を目的とした農業用施設であり、池の形状や周辺の地形などにより池の底を下げることが可能な場合は貯水量がふえるため、浸水対策の１つとして有効な手段であると認識しております。と答弁しています。 　郡山市議会議事録　平成 27 年３月定例会 03 月 16 日－08 号では、久野三男議員が、近年、局所的集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨による浸水被害が発生しており、平成 22 年７月には駅前地区など、床上・床下浸水、道路冠水等の被害がありました。通勤通学をはじめとする経済活動や市民生活全体 に影響を及ぼすことから、重点的に対策を講じる必要があります。水は高いところから低いところへ流れるため、この対策は、必然的に駅前地区より高所に当たる場所について全体的な視点から検証しなければならないものとなります。 そしてこの地域の中心に、旧豊田貯水池跡が位置しております。 旧豊田貯水池の跡地利用は、市民の大きな関心事であります。建設交通部から浸水被害対策事業費の旧豊田貯水池雨水流入路整備工事費 が平成 27 年度一般会計予算に計上されました。この事業は、旧豊田 貯水池に南側の麓山通りを挟んで面した鶴見坦一丁目の一部と麓山 二丁目の一部の雨水を旧豊田貯水池に流入させ、浸水被害を軽減させようというものですが、浸水ハザードマップからもわかるように、 この地区には一切浸水被害がありません。 旧豊田貯水池の跡地利用についてですが、浸水被害対策に使用したいという気持ちはわかりますが、豊田貯水池の跡地利用は、市民 多くの関心と強い思いがあるところであります。未来の郡山の顔となる重要な問題であると考えますので、もっと市民の声や地域の皆さんの話を聞いて取り組んでいくべきと質問し、郡山市藤川英敏建設交通部長は、旧豊田貯水池雨水流入路整備工事の効果についてでありますが、 旧豊田貯水池の利活用について、今年度、調節池

	と活用するための 概略設計を行い、効果的、効率的な集水区域や貯留量、さらには流 入・流出路の構造等を検討しているところであります。その検討において、南側の鶴見坦地区の雨水を自然流下により一時貯留させる ことで、池周辺、赤木町、若葉町及び荒池下流域の負担軽減を図る ことが最適と判断できることから、今回、旧豊田貯水池を調節池と して活用するための雨水流入路整備工事を予算計上しているもので、 下流域の住民の方々からは高い評価と期待を寄せられているところ であり、今回の工事による雨水流出調整の内容で今後、下水道の整 備計画と整合を図ってまいります。先ほどご答弁申し上げましたが、 浸水被害対策本部におきまして、池の管理の件とあわせて異常気象 による集中豪雨対策としての話し合いがなされまして、まず優先的に、この浸水被害対策をすべきであろうという結論に達しまして、 今回の当初予算の計上に至った経過であります。と答弁しています。 従って、第 6 章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（27～28 ページ）は、郡山市議会議事録を活用し旧豊田貯水池にかかるすべての発言を抽出し、どのような変遷で旧豊田貯水池として洪水調整池に活用することが見送られたのか。時系列かつ具体的に、発言した郡山市議会議員にも発言に責任を持っていただくため参加いただき、報道機関にも公開（動画配信を含む）いただき逢瀬川や谷田川の住民説明会を開催してください。
29	第 7 章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 第 1 節 基本的な考え方（29 ページ） このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策（雨水浸透 阻害行為の許可）を義務付けるとともに、これらの規制的手法のみならず流域のあらゆる関係者 の協働による雨水貯留浸透施設の整備及び水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」） 等の雨水の一時的な貯留や浸透に係る取組について関係機関と連携して進める。と記載され、憲法で保障された財産権を侵害する住民や企業の負担を強いる内容を先行しています。 しかし、26 ページの第 5 章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項に記載がありません。地域住民に負担を求める河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う 31 ページの内容は、憲法で保障された財産権の侵害に当たりますので、まずは、河川管理者や下水道管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備を優先してください。 水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）は、阿武隈川で発生した水害の特徴は、稲刈りシーズンになる 9 月～10 月に発生しています。稲刈りするためには、収穫機械が水田で作業ができるよう約 1 ヶ月前から落水を行い水田の水を抜き、乾かします。令和元年東日本台風（令和元年 10 月 13 日）では、稲わら水に浸かり腐り異臭が発生したことから、環境省、農林

	水産省が災害廃棄物として被災県以外の焼却場に運搬して焼却処分をしています。この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載しています。逢瀬川上流部にある水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）を設置しても効果が乏しいです。 令和 2 年 2 月 22 日に福島県及び郡山市が開催した逢瀬川流域の住民への説明会で福島県が検証した内容を踏まえ、愛宕川救急内水排水機場（郡山市富久山町久保田石鼻 29）は越水後も阿武隈川に排水していたことから、河川管理者である国土交通省と排水機場を管理する郡山市における運転調整ルールについて、逢瀬川流域の住民に、納得がいく説明をするとともに、この計画に、国、福島県、郡山市が管理する河川に排水するポンプ場の場所を記載し、排水ポンプの運転調整のルールを記載してください。 なお、大阪市寝屋川水系平野川の水害訴訟では、①放流先の河川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を有していなければ、現実的には排水することは不可能。②適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべき。③整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであった。④下水道施設は、設置又は管理に瑕疵がある判決（判決日：昭和 62 年 6 月 4 日）があり、下水道管理者は敗訴しています。
30	第 2 節 雨水貯留浸透施設 （30 ページ）(1) 公共による雨水貯留浸透施設の整備 流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制し、内水浸水被害を軽減するため、公共施設の新設等に際して、雨水貯留浸透施設の整備に努める。 また、郡山市においては、既に都市公園として活用されている土地を含め、国・県・市有 地や法河川以外の河川を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を桑野地区等で検討・実施する。 さらに、雨水貯留浸透施設の設置にあたっては、景観や環境にも配慮するものとし、平常 時の多目的利用や震災時等における非常時のオープンスペースとしての活用についても検討するものとする記載されていますが、 郡山市議会　令和 3 年 3 月 25 日旧豊田貯水池利活用特別委員会の議事録に記載されていますが、京都府福知山市由良川では、2014 年の水害の直後に、国土交通省、京都府、福知山市が連携して治水対策に取り組み、6 年後には観測史上最大の豪雨に対応した治水施設や、雨水排水場の周囲に調整池を設置したり、福知山公立大学周辺のため池を調整池に転用するなどの治水対策に取り組み完成しています。（両丹日日新聞 2020 年 5 月 19 日報道を参照） 郡山市逢瀬川流域では、令和元年 10 月 13 日に東日本台風による水害が発生し、7 年が経過していますが、未だに「検討をする。または努める。では不十分です。16 ページに記載された現状と課題が解決できるよう、国、福島県、郡山市が連携し治水対策を策定し、谷田川や逢瀬川流域の住民に説明をしてください。

31	(2) 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備（31 ページ） 民間事業者に対しては、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（第８章に詳述）の周知を 図るとともに、開発に伴う防災調整池等の整備の際には、更なる雨水貯留浸透機能を付した 施設整備の働きかけなどにより整備促進を図る。 個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、雨水浸透枡、浄化槽の雨水貯留施設への転用など の各戸貯留を促進するため、自治体による支援制度の周知活動に取り組み、住民等による流出抑制の取組を推進する。と記載されていますが、 郡山市の住民や民間事業者の土地利用規制をしたり、住民や民間事業者等の雨水貯留浸透施設の整備を求める以前に、この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載していることの解決を優先することが必要です。 令和 2 年 2 月 22 日に福島県及び郡山市が開催した逢瀬川流域の住民への説明会で福島県が行った検証では、阿武隈川の水が逢瀬川に流入した旨の説明でした。阿武隈川と逢瀬川の合流部にある愛宕川救急内水排水機場（郡山市富久山町久保田石鼻 29）、古担ポンプ場（郡山市富久山町久保田字古坦 70-1)、逢瀬川にある梅田ポンプ場（郡山市富久山町久保田字梅田 158-2)、横塚ポンプ場（郡山市横塚 2 丁目 8-25)、阿武隈川と谷田川の合流部近くにある古川ポンプ場（郡山市字古川 9-4）など複数の雨水ポンプ場では越水後も阿武隈川や逢瀬川に排水していたことから、郡山地区では 6 名の溺死者（逢瀬川では 1 名の溺死者）がいました。 国土交通省は、平成 12 年の東海豪雨を踏まえ、「出水期における排水ポンプ場の運転調整について（平成 13 年 6 月 27 日付け国河治第 52 号国土交通省河川局治水課長通知、平成 13 年 6 月 27 日付け国都下流第 16 号国土交通省・地域整備局下水道部長通知）を発出しています。この通知が発出されてから 25 年が経過していますので、河川管理者である国土交通省、福島県、下水道管理者の郡山市における運転調整ルールについて、谷田川や逢瀬川流域の住民に、納得がいく説明をするとともに、この計画に、国、福島県、郡山市が管理する河川に排水するポンプ場の場所を記載し、排水ポンプの運転調整のルールを記載してください。
32	第 3 節 ため池の治水活用（32 ページ） ため池の貯留容量を積極的に活用して河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既 存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には事前放流によりため池の水位を下げる、または、かんがい用水に余裕がある時期にはあらかじめ水位を低下させて雨水を一 時的に貯留する機能を確保するなど、ため池の治水活用を必要に応じて検討する。 なお、ため池の治水活用にあたっては、ため池の利水容量を確保して営農に支障が生じないよう配慮するとともに、整備にあたっては農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。と記載されていますが、

	人の命と農業振興のどちらが大切なのか。説明が必要です。品川萬里前郡山市長は、台風の接近など大雨が予測される際には事前放流によりため池の水位を下げたことを郡山市防災メールマガジンで連絡していました。椎根健雄郡山市長に交代後、「必要に応じて検討する」と後退した消極的な記載になっています。 椎根健雄郡山市長が出席し谷田川や逢瀬川の流域の住民（民間企業を含む）を含めた合同説明会を開催してください。
32	第 4 節 水田貯留（「田んぼダム」の取組） （33 ページ）流域内の水田を対象に、所有者及び耕作者の同意のもと排水口に流出量調整器具を設置する ことで、排水量を調整する水田の活用（「田んぼダム」）を推進する。 なお、水田の活用（「田んぼダム」）にあたっては、ほ場の整備や水路改修等といった農業振興 につながる施策との連携に努めるほか、効果等について流域内で共有を図り、農業者の理解・協 力が得られるよう努める。 また、流域治水に関する啓発イベントや水田貯留（「田んぼダム」）に関する研修会等を通じて、 水田貯留（「田んぼダム」）の機能や効果について情報発信を行うとともに、流域住民や農業関係 者への普及啓発を図り、取組を推進する。と記載されていますが、この計画（素案）14 ページの現状の課題は、谷田川や逢瀬川等では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載しおり、谷田川や逢瀬川上流部に水田貯留（「田んぼダム」の取組）を設置しても、河川の水は入りません。阿武隈川で発生した水害の特徴は、稲刈りシーズンになる 9 月～10 月に発生しています。稲刈りするためには、収穫機械が水田で作業ができるよう約 1 ヶ月前から落水を行い水田の水を抜き、乾かします。令和元年東日本台風（令和元年 10 月 13 日）では、稲わら水に浸かり腐り異臭が発生したことから、環境省、農林水産省が災害廃棄物として被災県以外の焼却場に運搬して焼却処分をしています。この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載しています。逢瀬川上流部にある水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）を設置しても効果が乏しいことから、見直しが必要です。
37	第 9 章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項（37ージ） 第 1 節 基本的な事項 逢瀬川下流沿川には家屋等が密集した市街地が広がっているため、万が一、現在の河川の整備水準を上回る規模の降雨が発生し、河川からの越水及び破堤などにより氾濫した場合には、甚大な浸水被害の発生が懸念される。 本流域内には内水排除のためのポンプ施設が設置されているが、現在の整備水準を超える規模の降雨が生じて外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害が生じるおそれがある場合には、その 被害を助長させないこと、また、より効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減させることを目的としたポンプ施設の運転調整ルールの策定を検討する。 また、運転調整ルールにおいては、河川水位

	に応じた運転調整の考え方及び外水被害に対する効果や内水被害に及ぼす影響等について、あらかじめ関係住民等へ説明し、社会的合意を得るこ とが重要である。このため、関係機関の緊密な連携のもと、丁寧なリスクコミュニケーションと 周知徹底に取り組む。と記載されていますが、 国土交通省は、平成 12 年の東海豪雨を踏まえ、「出水期における排水ポンプ場の運転調整について（平成 13 年 6 月 27 日付け国河治第 52 号国土交通省河川局治水課長通知、平成 13 年 6 月 27 日付け国都下流第 16 号国土交通省・地域整備局下水道部長通知）を発出しています。 令和 2 年 2 月 22 日に福島県及び郡山市が開催した逢瀬川流域の住民への説明会で福島県が行った検証では、阿武隈川の水が逢瀬川に流入した旨の説明でした。阿武隈川と逢瀬川の合流部にある郡山市が管理する愛宕川救急内水排水機場（郡山市富久山町久保田石鼻 29）、古担ポンプ場（郡山市富久山町久保田字古坦 70-1)、逢瀬川にある梅田ポンプ場（郡山市富久山町久保田字梅田 158-2)、横塚ポンプ場（郡山市横塚 2 丁目 8-25)、阿武隈川と谷田川の合流部にある古川ポンプ場（郡山市字古川 9-4）など複数の雨水ポンプ場では越水後も阿武隈川や逢瀬川に排水していたことから、郡山地区では 6 名の溺死者（逢瀬川では 1 名の溺死者）がいました。 国土交通省は、平成 12 年の東海豪雨を踏まえ、「出水期における排水ポンプ場の運転調整について（平成 13 年 6 月 27 日付け国河治第 52 号国土交通省河川局治水課長通知、平成 13 年 6 月 27 日付け国都下流第 16 号国土交通省・地域整備局下水道部長通知）を発出しています。この通知が発出されてから 25 年が経過していますので、河川管理者である国土交通省、福島県、下水道管理者の郡山市における運転調整ルールについて、谷田川や逢瀬川流域の住民に、納得がいく説明をするとともに、この計画に、国、福島県、郡山市が管理する河川に排水するポンプ場の場所を記載し、排水ポンプの運転調整のルールを記載してください。 この通知が発出されてから 25 年が経過している中で「ポンプ施設の運転調整ルールの策定を検討する。」との記載は適切ではありません。河川管理者である国土交通省、福島県、下水道管理者の郡山市における運転調整ルールについて、谷田川や逢瀬川流域の住民に、納得がいく説明をするとともに、この計画に、国、福島県、郡山市が管理する河川に排水するポンプ場の場所を記載し、排水ポンプの運転調整のルールを記載してください。
34	40 ページの地図に追加し、この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載していることから、阿武隈川の流域の地図を追加し、国、福島県、郡山市、土地改良区など管理し阿武隈川、逢瀬川、谷田川、南川などに排水するすべてのポンプ場と排水樋門（樋管を含む）を記載し、平成 12 年に国土交通省では「出水期における排水ポンプ場の運転調整のルールを定めるよう通知」を発出していますので、この計画（素案）に排水ポンプ場の運転調整のルールを記載し、逢瀬川流域の住民に説明をしてください。

50	第 13 章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項（50 ページ） 第 1 節 阿武隈川（合流先河川）の河川整備 谷田川は阿武隈川に合流するため、阿武隈川本川の水位が高くなると、谷田川の排水が困難となるおそれがある。と記載されていますが、 国土交通省が玉川村、矢吹町、鏡石町に整備をしている図 13.2 阿武隈川上流遊水地群の位置図（50 ページ）は、令和 8 年 7 月 16 日に開催された逢瀬川の説明会において、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから効果は乏しいことから削除すべきと質問したところ、国土交通省東北地方整備局福島河川事務所の職員は、郡山地区では阿武隈川水位が 1m 低下するとの回答でした。更に、根拠となる説明資料を提示し説明会を開催してほしい旨を発言するとともに、阿武隈川では郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部があり下流の郡山地区に水が流れにくいことから、阿武隈川では郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部があり下流に水が流れにくいことから、効果が乏しいのではないかと再質問をしたところ、国土交通省の職員は郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部でも河道掘削をしているとの説明でした。 これまでの福島県による逢瀬川堤防建設に逢瀬川流域への住民説明会において、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから、国土交通省、郡山市も参加した住民説明会を開催してほしいことを、再三にわたり福島県の職員は、国土交通省、郡山市に伝える旨を回答し実現はしませんでした。 この計画に 50 ページの内容を記載する場合は、将来、効果を検証でき、責任の所在を明確にするため、阿武隈川の水位が 1m 低下すること。図 13.1
39	「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」における河道掘削箇所に郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部の河道掘削をどれくらいの量をしたのかわかるように記載することにかかる国土交通省、福島県、郡山市の共催による逢瀬川、谷田川の住民説明会の開催をしてください。 なお、郡山市市議会議事録平成 24 年 9 月定例会　09 月 12 日－05 号によれば、村上武議員が阿武隈川本流の改修・改善が不可欠になっております。浜尾遊水地の拡大策など、阿武隈川の改善の見通しを伺います。次に、雨水が一気に集中しない対策が必要です。開発と整備が進む市の西側に、「遊水地」を開設するなどの対策が必要なのです。具体化に向けて「プラン」や「方針」を明示することが求められると考え、見解を伺います。と質問に対して、郡山市寺山喜信建設部長は、遊水地も含めたその他の対策についても、今年３月に国が設立しました阿武隈川上流治水対策協議会において検討を進めているとともに、各関係機関で協議を行っていくこととしております。次に、遊水地などの開設計画及び方針についてでありますが、遊水地は洪水時に河川などの水を一時的に貯留し、流出量を抑制するなど浸水被害の軽減に有効な施設であると考えております。本市におきましては、これまで河川改

	修、雨水幹線、水路の整備及び宅地開発等における河川への流出抑制対策として、洪水調節池の設置など浸水被害の軽減を図ってまいりました。 　今後におきましても、既存施設の活用など、本市の土地利用状況や地形的特性を考慮し、効率的、効果的な施設のあり方について、郡山市総合治水対策連絡協議会の中で調査研究してまいりたいと考えております。 さらに、郡山市議会議事録令和２年６月定例会　建設水道常任委員会　06月25日-02号では、郡山市村上一郎上下水道事業管理者は、計画の高水位に対して、1.33メート高い状態で水位が上がったわけです。それが上がったのが、本宮市、郡山市、須賀川市。それに対して福島市さんはこれを見ていただくと分かりますが、計画高水位まで水が上がっていないのです。上流側の整備率（流下能力達成率）が悪いということを国はもう認めているのです。 平成24年から15年間経過していますので、国、福島県、郡山市による治水対策にかかる谷田川と逢瀬川流域を参集した合同住民（民間企業も含む）説明会を開催してください。

県 民 意 見 提 出 書

No. 3

＜提出方法＞いずれかの方法で、いずれかの提出先へ提出してください。

１　電子メール	①福島県土木部土木企画課　doboku_kyoujinka@pref.fukushima.lg.jp ②郡山市建設構想部河川課　kasen@city.koriyama.lg.jp
２　郵便	①〒960-8670　福島県土木部土木企画課社会基盤強靱化担当宛（住所省略可） ②〒963-8601　郡山市建設構想部河川課宛（住所省略可）
３　FAX	福島県土木部土木企画課　024-521-7950
４　持参	①福島県土木部土木企画課（県庁本庁舎４階） ②郡山市建設構想部河川課（郡山市役所本庁舎（東側）４階）
	谷田川流域水害対策計画（素案）への意見は以下③、④へ持参して提出も可能 ③須賀川市建設部道路河川課（須賀川市役所２階） ④平田村産業建設課（平田村役場２階）

※必要事項に不備があるものは、受け付けませんので御注意願います。

件名	逢瀬川 谷田川　流域水害対策計画（素案）について
	※御意見を提出する河川名に○をつけてください。（片方又は両方）

※御意見については、該当するページが分かるように記入してください。	
ページ	意見内容
	谷田川 P.13～14 （１）河川の課題 河川の拡幅といった抜本的な河道改修は困難…流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの貯める対策が必要である ↓ 上記記載内容を踏まえ、貯留施設に関わる県、市、企業、住民が、次の取組がしやすい環境の配慮をしていただきたい。 具体的にはハード・ソフト両面が考えられるが、例えば、現状の発表資料にはない、１万㎥の貯留施設であれば…などである。現状のままでの補助金対応ばかりでなく、柔軟な対応や法律、条例の緩和など、取組むべき項目は数多くあります。住んで良かったと言える街づくりを産学官住で進めていきましょう。